

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年9月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1 20230901	八州建設株式会社(法人番号5080401014553) 代表者小林洋徳	静岡県掛川市領家588番地の4	本社営業所	静岡県掛川市領家588番地の4	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和5年4月20日及び令和5年5月10日、関係機関からの情報を端緒として、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(6)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)	3	3
2 20230908	株式会社ナニワ(法人番号4080401011295) 代表者尾上徳人	静岡県浜松市浜北区上島1904番地	本社営業所	静岡県浜松市浜北区上島1904番地	輸送施設の使用停止(90日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和5年2月15日及び令和5年3月31日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(4)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)業務の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(9)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(11)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(12)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	9	9

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年9月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
3	20230908	株式会社中村商会(法人番号4180001140253) 代表者中村芳弘	愛知県小牧市大字舟津字廣田1090番地1	本社営業所	愛知県小牧市大字舟津字廣田1090番地1	輸送施設の使用停止(100日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和5年4月11日、公安委員会からの通知を端緒として、監査を実施。17件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(5)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)業務の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(9)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(11)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(12)運転者に対する指導監督記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(13)運転者に対する指導監督記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(14)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(15)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(16)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(17)一般講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	10	10

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年9月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
4	20230908	有限会社ユニオンワークス（法人番号7190002024303）代表者柳瀬昌司	三重県四日市市采女が丘二丁目41番地1	本社営業所	三重県四日市市采女が丘2丁目41-1	輸送施設の使用停止（20日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号	令和5年3月9日及び令和5年4月20日、関係機関からの情報を端緒として、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)配置車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運転者等台帳の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第2項)、(8)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(11)運行管理者の解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)	2	2
5	20230913	アイユーシー株式会社（法人番号8011301000143）代表者古川賢一	東京都杉並区上井草2-2	富士営業所	静岡県富士市大淵2373番地	輸送施設の使用停止（50日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	令和5年4月28日及び令和5年5月18日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	5	5

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年9月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
6	20230913	伊勢志摩陸運有限会社（法人番号3190002011825）代表者竹内伸	三重県度会郡玉城町坂本23番地1	本店営業所	三重県度会郡玉城町坂本字細井原23番地1	輸送施設の使用停止（20日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和5年3月28日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）、(2)健康診断未受診（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項）、(3)点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項）、(4)点呼の記録記載事項不備（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項）、(5)業務の記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条）、(6)業務の記録記載事項不備（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条）、(7)運行記録計による記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条）、(8)運転者等台帳の作成義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項）、(9)運転者等台帳の記載事項等不備（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項）、(10)運転者に対する指導監督義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）、(11)特定の運転者に対する指導義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）、(12)特定の運転者に対する運転適性診断未受診（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）	2	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年9月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
7 20230913	株式会社T' Keh(法人番号7190001024122) 代表者澤田和樹	三重県津市芸濃町北神山1870番地	本店営業所	三重県津市芸濃町北神山1870番地	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	令和5年3月16日、公安委員会からの通知を端緒として、監査を実施、15件の違反が認められた。(1)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(3)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)事故の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)、(7)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(10)運転者に対する指導監督記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(11)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(12)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(13)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(14)自動車事故報告書未届出(貨物自動車運送事業法第24条)、(15)事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	5	5

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年9月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
8	20230913	株式会社CPFロジスティクス(法人番号5480001007173) 代表者安東健方	徳島県阿南市那賀川町中島1566番地4	富士営業所	静岡県富士市本市場411-1 203号室	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和5年8月18日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)業務の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
9	20230921	株式会社AtoK(法人番号6210001011390) 代表者山本茂樹	福井県敦賀市中45号生水尻17番地2	本社営業所	福井県敦賀市中45号生水尻17番2号	輸送施設の使用停止(100日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	令和5年2月3日、行政処分等の改善が確認されたと認められない事業者へ監査を実施。11件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)点検整備記録簿等の記載事項不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(5)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(6)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7)業務の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(8)業務の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(9)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(10)運行記録計による記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(11)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	10	10

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年9月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
10 20230921	山本運送有限公司(法人番号7210002010779) 代表者山本美津治	福井県敦賀市中45号生水尻17-2	本社営業所	福井県敦賀市中45号生水尻17-2	輸送施設の使用停止(220日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号	令和5年2月2日及び令和5年2月3日、行政処分等の改善が確認されたと認められない事業者へ監査を実施。11件の違反が認められた。(1)配置車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)点検整備記録簿等の記載事項不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(5)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7)業務の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(9)運行記録計による記録不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(10)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(11)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)	35	22
11 20230926	株式会社引越社(法人番号3120901017854) 代表者空雅英	東京都江戸川区松本2-34-6	岐阜営業所	岐阜県岐阜市大菅南16-5	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項	令和5年7月27日及び令和5年8月25日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(2)運行管理補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)整備管理者の解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。



一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年9月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
12	20230929	大宝運輸株式会社(法人番号2180001037542) 代表者小笠原忍	愛知県名古屋市中区金山5-3-17	四日市営業所	三重県四日市市河原田町字溝東1077-10、字畔道1045-6	輸送施設の使用停止(90日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和5年5月15日、監査方針に基づいて、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	9	9
13	20230929	伊勢高速輸送有限公司(法人番号3190002014927) 代表者潮田敦	三重県多気郡明和町大字斎宮1852-1	本社営業所	三重県多気郡明和町大字斎宮字法正寺1852-1	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和5年3月14日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	1	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。